

新聞事實

第六號



西垣文庫 特  
文庫 10  
7306  
6

80

75

70

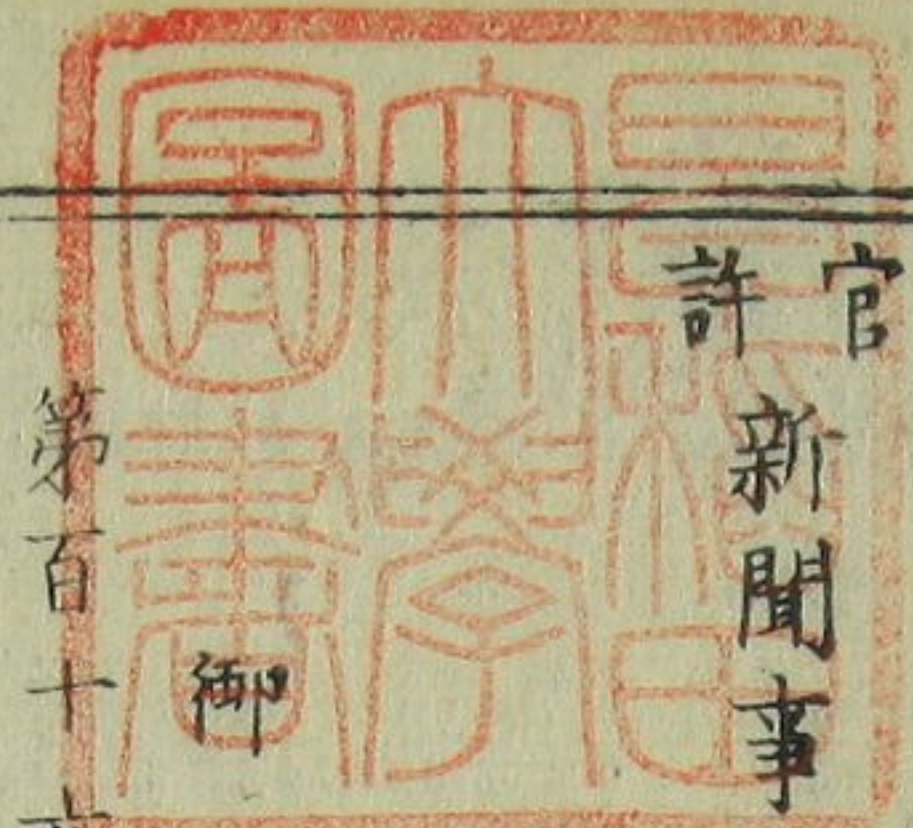
65

天下ノ事情、ク相通シ、未タ見聞セザル事、  
 知ルハ新聞紙、如クハナシ、維新以運、  
 日盛ニシ、世一裨益アルハヨク、  
 日トモ、鮮シ、豈聖世ノ民ト言フ可キニテ、  
 公布ノ、氏普ク熟知セザル可カラザル、  
 都鄙ノ、前報勸懲ノ、助ニ成ルニキ、  
 併ニ各種新聞ノ、参考ニ其讀ニ難キノ、  
 名ノ、附シ、画ノ、挿シ、紳史ノ、  
 女子ヲシ、共ニ知識ノ、開カシ、  
 官許 明治八年五月十七日

官許新聞事實

第百七十六号 明治八年七月二十一日

西垣文庫



布告

編輯 松水平吉  
補正 吉田庸徳

明治七年十月第百七号を以て株式取引及以同年十二月第  
 百三十八号を以て米穀賣買相場取引等致度者ハ其管廳と  
 經大藏省へ可願出旨及布告置候處自今右手續を以て内  
 務省へ可願出此旨布告候事

但株式取引條例中第二十九條を除の外大藏卿とあり  
 内務卿國債頭とありハ勸業頭と可心得事

明治八年七月十四日

太政大臣三條實美

第十九号

本年三月當省第五号を以て及布達候電信表中届賃第二條  
左の通改正来る八月十日より施行候條此旨布達候事

明治八年七月十二日

工部卿伊藤博文

一別仕立より届る事と云ふ時ハ一里に付金十二錢より前  
拂きこ

但里程相違し賃金不足する時ハ其届先より十二錢  
の割と以て取立べし

新聞

○東京府下下谷茅町二町目大工職藤田傳藏傳次郎ハ今  
月七日出入先へ拂ひ金を受取らんと朝より出々け戻り道

不圖王子へ廻り込

彼の名高き扇屋

其懐のあた

さ小我と忘

思ひの俣小酒も

肴も充分の愉快と

極め居たりしが歸

る時刻も打忘し酔の

廻る小從ぐつ何り様子が変わったと思へど

家でハ酔容の有るべき事と笑ふ居る

りつちや立ても帰らうといふ景氣よく見へ

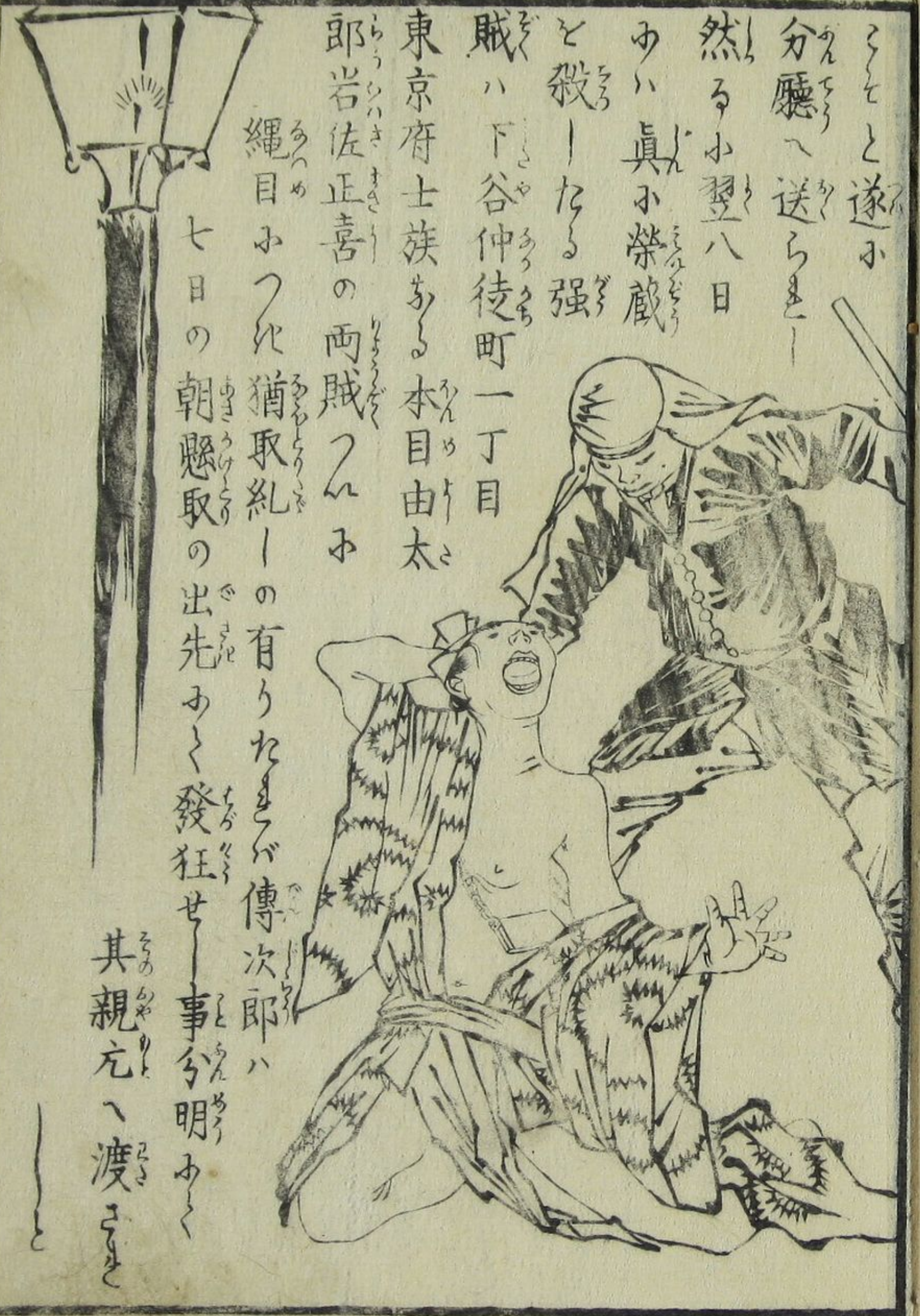
ぎまが皆々殆ど當惑し漸々の事を宿所を尋ね

新聞事實

二



常小立入る車を頼に乗せ先ず届けんと送てやり  
 中あく小便せんといふ俣小車を打棄逃去りしが又谷中の  
 團子坂其近所なる車を雇ひ我家へ帰る分別もなく何思ひ  
 けん亀井戸道と約束し本所の法恩寺橋の辺りまでおれ  
 車を下りくろくろくといと物怪しき有様とつい巡查小見  
 咎先ら第六五署へ拘引させ宿所等を取糾させ益々怪し  
 き申立其前の夜の事なるが上野廣小路町八番地薪渡世稻  
 垣榮藏方へ押入彼を殺害せし定めく其方  
 覚へが有らりと糾問させし平氣の顔  
 一向恐る様子もなくへい  
 私に御坐りませと  
 答へし俣小を



分廳へ送らる  
 然る小翌八日  
 少ハ真小榮蔵  
 と殺したる強  
 賊ハ下谷仲待町一丁目  
 東京府士族ある本目由太  
 郎岩佐正喜の両賊ふみ  
 繩目ふつに猶取糾一の有りたるが傳次郎ハ  
 七日の朝懸取の出先あく發狂せし事分明あく  
 其親元へ渡させ

○人間あり皆各職分家業といふものが有て其職その業と  
 勉強せざるもい学問も技藝も上達ハ出来ません又どのやう  
 身代がとらなく無益な金を費せば身代の段々悪くなり  
 ハ皆さま御存ト兼々嘆の有りた現石六百石とり御取り  
 ちさる大さうな身代の華族の京極様ハ余り奢りお長ト無  
 益な金を御遣ひ成ささた申名僅り三百石(我々でハ大金)で  
 どうく御身代限と御成遊をされと申さるが誠お御氣  
 の毒千万なり夫お就ても金を遣ふに易く金を蓄るに難い  
 と申すはさうよく考へくつらると金を蓄るに何より心易いと  
 思ひおはせなまも各我職業を精出し無益な遣ひさく  
 せ給ふ金ハいくらでも出来ません空言と思し召せらるやつて  
 ござらんソレわんとだらう

○攝津國八部郡脇濱村の沖の中あり

網おかりりありたアカエの

たんもろく大きなのど

大ケり一間斗り幅が一間と

一尺余も有りありたが

そのアカエの腹を割て見

ると其中かり小きき

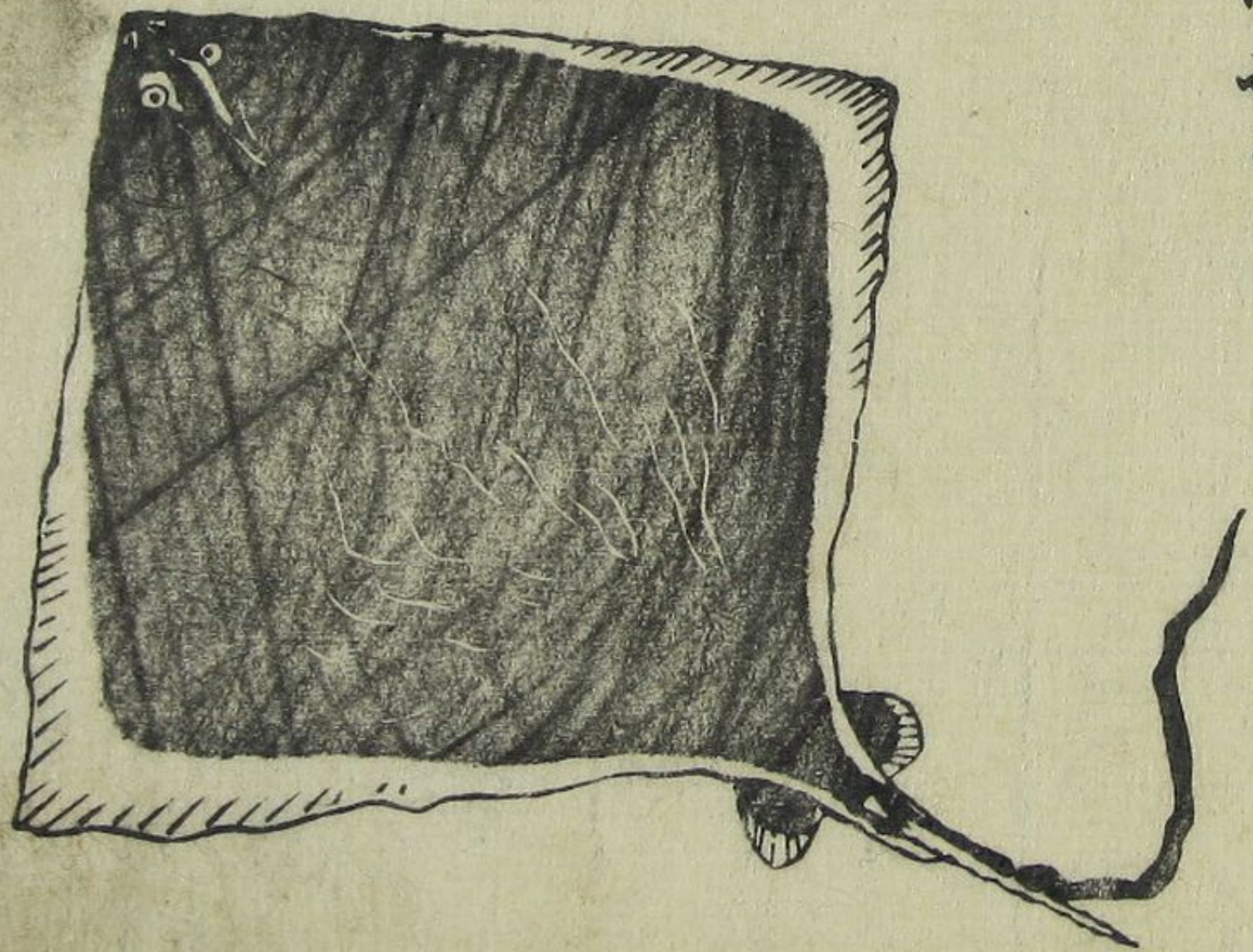
アカエが四十七匹出たりた

其子アカエを一匹三錢

づ小賣り捌たと申しませ

が実よめづらーい

大きな魚ぞありません



○東京府下

芝伊皿子町

二十八番地

山田重藏と

云ふ者ハ

今年二十四

才女房お政ハ二十五才

母のお冬と三人暮り元此

おあさまもおあ申の養生を

の親ハ常陸國土浦田宿の商人

伊賀屋文蔵と云りのわらわが過一三月の

事ららや何の病氣ハ養生の叶とど黄泉の



☒女房お少さまハ

何とせ縁が待

ちこがまた

る重藏も

少一望と

を失ひ

が百りや

聞えませ

ぬ母上さん

御詞ひり

しうハ○

客とやり夫申お政ハ墓参りかこぐ田舎で

暫一のうち稼げんとのと支度一と五月二十

八日お馴まゝ我家を跡お見物淋し〜も

一人旅残り〜母ハ重藏と白銀村をり

媒人の玉繩清吉とつふとの方ハ

いりなる訳ハ知らぬとも女

房お政の歸るや〜預りらと

と何げけ〜おあさま今月

十九日土浦よりかくり

〜と聞より直お重藏ハ

我家へ歸り来て見ると母のお冬が

只一人何う様子有りとうお☒



●あも

縁ごとくも婚礼の

とらぬあり

夫婦の縁ハ二世三世かたんく先の是くのよう取らん  
したる約定書

約定書の證

一今般君と主婦の縁を結びしに何れも在障と申又ハ  
母よりいふやうに申すもあはれしく縁切一切申し若  
約定書の儀申し出さるるに申すは申すは申すは  
一言申し候ふに申すは申すは申すは申すは申すは  
為後の約定書一札申す

明治八年四月

第二方區十一小區芝居五番二十八番地

母

山田妙由女

山田はき女

船瀬忠正様

山田重藏の事

叔我女房不逢へぬと定め仔細の有るん  
とせぬと胸お燃る火の何と思案も後先ハ  
考へ尽きぬ無分別残念をぐも  
立帰り其翌る夜の十一  
時頃つひに我家へ忍び  
込めからし持たる用意  
の短刀女房お政お切かき  
數ヶ所の痕お七轉八倒若し息も  
絶々く見る間お死んば仕舞い又重藏も  
兼ての覚悟其刀あく自分の咽喉グット  
突貫き兩人ともお此やうなるをうたれ  
最後聞おつけくも恨然なり



又其時重藏が兄の元へと送り書置

其文は曰

奉申上候徳も此迄々件々々おと種々  
お竹さんよ色々世活候へる何率也西人  
是様候様候々々々々々々々々々々々々々々々  
人々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
少々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
方様々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
家々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

何率此迄々々々々々々々々々々々々々々々  
母の事々々々々々々々々々々々々々々々々々  
私當人々々々々々々々々々々々々々々々々々  
及々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

麻部 船瀬忠義様 山田重藏

○東京府下浅草上平右工門町二番地水汲渡世芝村久三ハ  
三人の子持あく惣領男子と久太郎と今年十歳二人の女

新刊書



親子五人貪  
 き其の中  
 ちもと子と  
 思ふ親心  
 ともどと勝り  
 劣りもなぐ蝶よ  
 花よりと愛せしむ  
 先頃の  
 疱瘡よく次なる女を先立ち鬼帳  
 の人となしゆきふ手は持花を  
 手折きたる心地よく深もカを  
 落し其憂を忘んと遂一杯の焼酒  
 より 時々大酒を好と妻ハ度々異見  
 ときどき賣也聞入む此頃ハ酒の爲に狂氣しを  
 井戸へ飛込の双物三昧のと家内一同困りた  
 る折しも此度ハ二階より飛下り腰おぬきを  
 どふと卧し日々用る薬より煎し詰たる身上よ  
 妻も殆ど当惑し其身ハ男の風俗よ拵へ日頃見慣し水汲  
 渡世曲守ハ悴の久太郎ハ預け置とりんとも折々這回り乱  
 暴しを中々子供の手合さむい擾を親子三人を内へ入ま  
 外より錠を却し置妻ハ家業を励しけむいッ長屋の者達も  
 天晴貞女と感心せぬ者無りける又悴久太郎ハ時々看病  
 の勞も厭とぞ母が仕事を仕舞く歸り来むハ喚ひも下ろ  
 ろと夕食と進め足腰揉て一時も早く休と玉へさるあくる



十月五日

日々の家業もつとめと厭ふお母の赤だくも申のぬ  
 其方の病人子供の世話の世話をせよ  
 無理と知りながら暮し立務め  
 是非もわが併し我歸り上り  
 少し休息をせよと互に  
 苦業を譲り合ふとい他  
 呀み見る目もあると有り  
 此貞婦孝子のことい薄々  
 御上へも知れり有る様子  
 ちよび定め御賞賜を  
 いたぐく有りませうと  
 (報知新聞)お出で有るた



# 日沖社

編輯兼 松本平吉  
 出版人



# 東京賣弘

- |         |        |
|---------|--------|
| 浅草寺地内南  | 大橋屋備十  |
| 卜谷仲町    | 伊勢屋村十衛 |
| 本郷二丁目   | 古賀屋勝三郎 |
| 神田須田町   | 澤村屋清吉  |
| 日本橋通二丁目 | 丸屋織五郎  |
| 芝大前町    | 萬屋吉兵衛  |
| 麹町六丁目   | 尾張屋清七  |
| 北新場町    | 伊勢屋平治郎 |
| 深川常盤町   | 越前屋嘉三  |

